

令和 3 年度

工 事 設 計 書

岩手中部水道企業団

| | | | | | | | | | |
|------------|--------------------|-----------------------------------------------------|-----|-----|-----|-------------|---------------------------|-------------------------|--|
| 課 長 | 主 幹 | 課長補佐 | 係 長 | 設計者 | 精算者 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 着 手 完 了 | 期 日 | 自 年 月 日 自 年 月 日 至 令和 3 年 12 月 24 日 至 年 月 日 | | | | 摘 要 | 単 独 上段：当初設計 下段：変更設計 | | |
| 工 期 日 数 | 日 | | | | | | 歩 掛 適 用 | ： 岩手県令和03年04月水道歩掛(復興歩掛) | |
| 工 事 番 号 | 第 225 号 | | | | | | 基 礎 単 価 適 用 | ： 令和03年09月01日付 公共 | |
| 施 工 場 所 | 花巻市大迫町内川目地内 樋の口配水池 | | | | | | 機 械 損 料 適 用 | ： 令和02年10月01日付 公共機械損料 | |
| 工 事 名 | 樋の口配水池内部塗装修繕 | | | | | 工 種 区 分 | ： 構造物工事(浄水場等) | | |
| 設 計 金 額 | 金 円也 | | | | | 施 工 地 域 区 分 | ： 補正無し | | |
| 工 事 概 要 | 別紙のとおり | | | | | 前 金 払 い | ： 35%を超え40%以下 | | |
| | | | | | | 冬 期 労 務 補 正 | ： % | | |
| | | | | | | 契 約 保 証 補 正 | ： 発注者が金銭的保証を必要とする場合 | | |

樋の口配水池内部塗装修繕

総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 工事費 | 1 | 式 | | | H00100 | |
| 本工事費 | 1 | 式 | | | H00200 | |
| 構造物工事(浄水場等)01 | 1 | 式 | | | K0001 | |
| 合計 | 1 | 式 | | | Q00001 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

本 工 事 費 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|
| 構造物工事(浄水場等)01 | 1 | 式 | | | K0001 | |
| 樋の口配水池内部塗装修繕 ショウゼットJWA工法 又は同等以上工法 | 1 | 式 | | | M0001 明 1 号 | |
| 直接工事費計 | | | | | P0000001 | |
| 共通仮設費計 | 1 | 式 | | | H03701 | |
| 共通仮設費(積上げ) | 1 | 式 | | | H00802 | |
| 準備費 | 1 | 式 | | | H20002 | |
| 作業足場 損料・運搬費含む | 32 | m2 | | | L0008 | |
| 処分費 | 1 | 式 | | | H10000 | |
| 発生材処分費 積込・運搬・処分共 | 1 | 式 | | | L0009 | |

本 工 事 費 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|
| 仮設費 | 1 | 式 | | | H20004 | |
| 配水池水位計仮設費 | 1 | 式 | | | M0002 明 2 号 | |
| 共通仮設費(率化) | 1 | 式 | | | H00803 | |
| 共通仮設費率分 | 1 | 式 | | | Q04990 | |
| 純工事費 | 1 | 式 | | | H04600 | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | | | Q04610 | |
| 工事原価 | 1 | 式 | | | H04500 | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | | Q04501 | |
| 工事価格 | 1 | 式 | | | H00400 | |

本 工 事 費 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | | | Q00401 | |
| 合計 | | | | | Q00402 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

樋の口配水池内部塗装修繕

| 【 第 1 号 明細書(M0001) 】 | | | | | | |
|---------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|----------|--------|
| 樋の口配水池内部塗装修繕 ショウゼットJWA工法 又は同等以上工法 | | | | | | 1 式 当り |
| 名 称 ・ 規 格 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 既存塗膜除去 サンダーケレン | 160 | m2 | | | L0001 | |
| 内部清掃 高圧洗浄 10～15Mpa程度 | 160 | m2 | | | L0002 | |
| 床・壁亀裂補修 材工共 0.5mm以上～1.0mm未満 | 2 | m | | | L0003 | |
| 床・壁浮き補修 材工共 W100×L300×30 程度 | 2 | 箇所 | | | L0004 | |
| 床・壁爆裂部補修 材工共 W100×L300×30 程度 | 2 | 箇所 | | | L0005 | |
| ポリマーセメント系塗膜防水 材工共 PB-1仕様 セレタック工法 又は同等以上工法 | 160 | m2 | | | L0006 | |
| コンクリート防食塗膜無溶剤型エポキシ 材工共 JWWA K 143:2017適合 ショウゼットJWA工法 又は同等以上工法 | 160 | m2 | | | L0007 | |
| 計 | | | | | P0000001 | |
| | | | | | | |

樋の口配水池内部塗装修繕

| 【 第 2 号 明細書(M0002) 】 | | | | | | |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|----------|--------|
| 配水池水位計仮設費 | | | | | | 1 式 当り |
| 名 称 ・ 規 格 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 水位計仮設材 通気口養生 × 1 回 | 1 | 式 | | | L0010 | |
| 電気通信技術者 移設・試運転調整 1 2 1 | | 人 | | | TR0202 | |
| 点検技術員 移設・試運転調整 1 2 1 | | 人 | | | TR0205 | |
| 諸経費 | | % | | | T#99 | |
| 計 | | | | | P0000001 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

樋の口配水池内部塗裝修繕 仕様書

第 1 章 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、岩手中部水道企業団（以下「発注者」という。）が発注する「樋の口配水池内部塗裝修繕」（以下「工事」という。）の施工に適用する。

なお、この仕様書に定めのない事項がある場合は、次の仕様書に準拠する。

- (1) 水道工事標準仕様書 [土木工事編]、[設備工事編]（日本水道協会）
- (2) 共通仕様書（岩手県県土整備部）
- (3) 標準給水装置工事要綱（岩手中部水道企業団）※給水装置工事に該当する箇所がある場合

2 責任施工

工事は、受注者の責任施工とする。従って受注者は、技術・施工能力を十分に駆使し、作業の安全性の確保と最小限の施設の休停止にとどめるよう、適切な措置を講じること。

3 適用規格

工事に使用する機器及び材料は、次の規格に適合しなければならない。ただし、規格にないものについては、監督員と協議し決定すること。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道施設更新指針（日本水道協会）
- (3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (4) 日本産業規格（J I S規格）
- (5) 日本水道協会規格（J W W A規格）

4 工事契約に伴う提出書類

受注者は、工事契約に伴い下記に示す書類を指定期日までに発注者に提出しなければならない。提出部数などについては、監督員の指示に従うこと。

(1) 契約前（契約担当課に提出）

- ・説明書（請負金額500万円以上）

契約締結前

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第12条第1項規定

(2) 契約後（以降は監督職員に提出）

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ・ 工事工程表 | 様式第 1号 | 契約締結後 7日以内 |
| ・ 現場代理人等通知書 | 様式第5-1号 | 契約締結後 7日以内 |
| ・ 現場代理人経歴書 | 様式第5-3号 | 契約締結後 7日以内 |
| ・ 主任技術者経歴書 | 様式第5-4号 | 契約締結後 7日以内 |
| ・ 下請負人通知書 | 様式第3-1号 | 下請けに付す場合 |
| ・ 下請負調書 | 様式第3-2号 | 下請けに付す場合 |

(3) 工事着手前

- ・ 工事材料承諾願 様式第13号
- ・ 施工計画書 様式第 9号

※下記の場合は、施工計画書の提出を省略することができる。

- ① 当初請負金額が130万円未満の工事又は当初工期60日未満の工事
- ② 緊急を要する工事

- ・ 有資格者一覧表 任意様式

※請負金額130万円以上。施工計画提出時は計画書に含める。(個人情報以外)

- ・ 保安施設配置計画書 任意様式

※請負金額130万円以上。施工計画提出時は計画書に含める。

- ・ 工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)のすべての工事として、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

- ・ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書 様式第6-1号 契約締結後1箇月以内

金融機関で建設業退職金共済証紙を購入して、建設業退職金共済証紙購入状況報告書に掛金収納書を貼付して提出する。

- ・ 建設業退職金共済証紙不購入理由報告書 様式第6-2号 契約締結後1箇月以内

※前項の証紙を購入しない場合及び他の退職金制度に加入している場合に提出する。(下請含む)

- ・ 建設労災補償制度加入状況報告書 様式第 7号 契約締結後5日以内

※請負金額が1,000万円以上の場合、建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書(他の任意の労災補償制度に加入している場合は、その加入を証する書面)を添付する。

- ・ 建設副産物関係書類 任意様式

※請負金額500万円以上。位置図、運搬経路図を添付。施工計画提出時は計画書に含める。

- ・ 再生資源利用計画書 共通仕様書様式 第114号

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事。

- ・ 再生資源利用促進計画書 共通仕様書様式 第115号

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事。

(4) 工事着手後

| | | |
|------------|--------|--------------|
| ・ 工事履行報告書 | 様式第11号 | 1 箇月毎 (翌月初め) |
| ・ 材料確認書 | 様式第14号 | その都度 (材料検査前) |
| ・ 検査願 | 様式第15号 | その都度 (検査前) |
| ・ 工事打合簿 | 様式第27号 | その都度 |
| ・ 確認・立会依頼書 | 様式第28号 | その都度 |

(5) 工事完成時

| | | |
|--------|--------|---------|
| ・ 完成届 | 様式第23号 | 工事完成後 |
| ・ 完成図書 | 任意様式 | 工事完成後 |
| ・ 工事写真 | 任意様式 | 工事完成後 |
| ・ 引渡書 | 様式第24号 | 完成検査合格後 |

(6) 施工計画書

① 受注者は、施工計画書を作成する場合、次の各項目の中から監督員の指示する書類を施工計画書に添付しなければならない。

- ・ 工事概要
- ・ 計画工程表
- ・ 施工体制台帳・施工体系図
- ・ 現場組織表
- ・ 有資格者一覧表
- ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ 安全管理
- ・ 交通管理
- ・ 保安施設配置計画書
- ・ 指定及び主要機械
- ・ 主要資材
- ・ 施工方法
- ・ 施工管理計画
- ・ 環境対策
- ・ 現場作業環境の整備
- ・ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ・ その他

② 施工計画の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合においては、その都度関連するものについて、変更後追加分としての施工計画書を提出すること。

③ 監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

(7) その他、監督員が必要と認め指示するもの。

5 工事施工

(1) 受注者は、工事着手に先立ち、工事内容を十分に把握し、さらに現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行った上で施工計画を立てること。

(2) 受注者は、監督員と設計、施工について打合せの上、工事打合簿を作成し、承認を得てから、

製作及び現場施工に着手すること。

- (3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が行わなければならない。
- (4) 受注者は、工事の施工に当たって付近の住民や通行人及び通行車両に迷惑が掛からないよう、公害の防止や交通事故防止に努めなければならない。
- (5) 既設構造物を汚染若しくは損傷させた時は、受注者の責任において復旧しなければならない。
- (6) 現場の状況、事業効果の面等から、設計内容、数量、施工延長等について変更が適当と認められる場合は、監督員と協議し対応すること。

6 工事現場管理

- (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針（平成21年3月国土交通省大臣官房技術調査課）」を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日建設大臣官房技術審議官通達）」を参考にし、工事に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保安に努めなければならない。
- (3) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設事務次官通達）」に準拠して、災害の防止に努めなければならない。
- (4) 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において、別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (5) 受注者は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象状況などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
- (6) 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

7 施工確認

受注者は、あらかじめ監督員の指示した箇所など主要な工事段階の区切などには監督員の立会いを受けなければならない。（「確認・立会依頼書」様式第28号）

8 休日又は夜間における作業

受注者は、工実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に報告し承諾を得なければならない。

9 跡片付け

- (1) 踏み荒らした付近地は、受注者の責任により処理しなければならない。
- (2) 受注者は、跡埋め、跡片付け、清掃等を工事完成日までに完了しなければならない。

10 完成図書

完成図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 工事写真

- ① 工事写真でデジタルカメラを使用する場合は、コピー用紙等にカラー印刷した写真も可とす

る。ただし、このとき画像加工（画像自動修正等の軽微な処理は可）を行わないこと。

② 工事写真は、同一箇所の施工前と施工中と施工後の状況比較を撮影するなど、施工状況がわかりやすいように工夫すること。

③ 工事写真は、完成後不可視となる箇所の撮影を入念に行うこと。

(2) 安全衛生対策関係書類（請負金額130万円以上）

① 安全教育、訓練などの実施記録表（実施日ごと）及び実施状況写真

② 安全衛生委員会などの議事録（実施した場合）

(3) 主要材料総括表（請負金額130万円未満で材料の増減がない場合には提出不要）

(4) 出来形管理関係書類

① 出来形管理一覧表

② 出来形管理表

③ 出来形管理図

(5) 品質管理関係書類（請負金額130万円以上）

① 品質管理一覧表

② 機器試験成績表

(6) 完成図

① 紙図面（原則としてA3版又はA4版）

② 電子データ

ア 電子データは監督員が要求した場合、監督員が指示した項目について、紙ファイルに加えて提出することとする。

イ 電子データで納品するファイル形式は、岩手県電子納品ガイドラインによることとするが、図面ファイルはPDF形式、JWW形式及びDXF形式の3種類の形式で納品すること。

ウ 電子データ作成に使用する機器及びソフトは、常に最新のウイルス対策修正プログラムを適用し、作成したデータファイルは、提出前にウイルスチェックを行うこと。

(7) その他

① 機器・製品取扱説明書

② 保証書

③ アフターサービス連絡表

(8) 簿冊形式及び提出部数

① 完成図書及び工事写真は、原則としてA4版縦のファイルに納めること。

② 完成図書及び工事写真は、1部ずつ提出するものとする。

③ 電子データの場合は、CD-R又はDVD-Rを1式提出するものとする。

11 工事検査

(1) 検査は、次の各項目について行うものとする。

① 機器・製品試験

この工事に使用する機器のうち、監督員が必要と認める主要機器、材料については、社内試験成績表を提出するものとする。

② 中間検査

工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督員が必要と認めるものについては、発注者の中間検査を行うものとする。

③ 完成検査

工事完了に当たっては、発注者の規定に基づき完成検査を行うものとする。

- (2) 受注者は、工事の既済部分検査、中間検査及び完成検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者が立会いのうえ検査を受けなければならない。
- (3) 受注者は、検査のために必要な資料の提出、測量、その他の処理について、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 受注者は、監督員及び検査員からの指摘により、工事、書類等に不備が発見された場合には、速やかに再施工又は手直しをし、再検査を受けなければならない。
- (5) 受注者は、完成検査において、既済部分検査及び中間検査に合格した既済部分（部分引渡しされた箇所を除く）に不備が発見された場合は、前項と同様に、速やかに再施工又は手直しをし、再検査を受けなければならない。

12 受注者の費用負担

次の事項に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書に示されていないなくとも、工事施工上当然必要と認められるもの。
- (2) 現場の収まり及び取合いによる、機材の設置位置、設置方法等の軽微な変更。
- (3) 各種の試験、検査及び施工管理に要する費用。

13 施工の保証

この工事の保証は、本工事目的物の引渡後1箇年を保証期間とする。保証期間中に受注者の責任とみなされる原因によって故障等の不具合が生じた場合、受注者は、その責任と負担により、補修、取替、その他必要な処置を施すものとする。

14 疑義の解決

受注者は、本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合、また、記載なき事項については、監督員と協議の上解決するものとする。

第 2 章 特記仕様

1 工事概要

本工事は、樋の口配水池内部の経年劣化している塗装の修繕を行い、安全で安定した水運用の維持を図るものであり、工事概要は以下のとおりである。

- (1) 配水池内部塗装修繕を行う。
- (2) 配水池内部躯体損傷箇所補修を行う。

2 工事場所

本工場の工事場所は、花巻市大迫町内川目地内 樋の口配水池である。

3 既存設備概要

(1) 樋の口配水池

- ① 供用開始 平成10年度
- ② 構造 RC造 半地下構造
- ③ 寸法容量 $4.9\text{m} \times 3.2\text{m} \times \text{H}3.0\text{m} \times 2\text{槽} = 94\text{m}^3$
- ④ 既設塗装 エポキシ樹脂防水塗装（カラー 3 回塗）

(2) 樋の口配水池設置環境

- ① 標高 251.00m（参考：市道小又線沿い 樋の口バス停付近 標高234m）
- ② 管理道路 未舗装 道路幅員3.5m以下
- ③ 電力水道 電力設備・給水設備なし
- ④ 除雪 公共除雪作業対象外区域

(3) 樋の口配水池運用状況

- ① 連結管 水槽連結管は開放状態で、No.1・No.2 配水槽水位は平衡を保っている。
- ② 水位計 水位計は、No.1 配水槽に設置され、送水ポンプの運転制御に使用している。

4 施工箇所及び施工面積

(1) 樋の口配水池内部（1 水槽当たり）

- | | |
|-------------------|--------|
| a 水槽内壁 | 54.12㎡ |
| b 水槽底面(配管ピット底面含む) | 16.00㎡ |
| c 配管ピット内壁 | 2.60㎡ |
| d 天井スラブ外周 | 5.60㎡ |
| e 点検口内壁(立上り部) | 1.28㎡ |

施工面積合計 $79.60\text{m}^2 \approx 80\text{m}^2 \times 2\text{槽} = 160\text{m}^2$

(2) 施工面積算出方法

- ① 施工面積は、水槽内部の凹凸・斜面部分は無視し、直方体の組合せとして計算した。
- ② 詳細は設計図面を参照のこと。

5 施工方法

(1) 塗装工事一般事項

- ① 塗装工事は、後日、亀裂・剥離・浮き等が生じないよう確実、丁寧に施工すること。
- ② 塗装工事は、可能な限り短期間で施工できるよう作業手順等を十分に検討し、時間工程表を作成し監督員の事前承認を得ること。ただし、塗装材の特性により、気温・湿度・換気に注意し、乾燥・養生を十分に行うことを優先する。
- ③ 塗装工事は、配水槽連結バルブを閉止し、水抜きを行ったうえで1槽ごとに行う。工事中、一方の水槽は運用を継続するものである。
- ④ 作業に伴う送水ポンプの運転・停止及びバルブ操作は、発注者が行う。
- ⑤ 作業に当たり、長時間設備を休止させる必要が生じた場合は、速やかに監督員と協議し対処すること。

(2) 配水池水位計移設

- ① No.1配水槽に設置されている水位計は、塗装工事に併せてNo.2配水槽に移設する。
- ② 水位計の移設作業は、発注者が別途契約している大迫地区計装機器保守点検業務委託の受託者と下請負契約を締結して行うこと。
- ③ 塗装工事終了後は、原状どおりNo.1配水槽に水位計を設置する。

(3) 既存塗膜除去及び清掃

- ① 既存塗膜除去をサンダーケレンにより行う。
- ② 水槽内部清掃を10～15Mpa程度の高圧洗浄で行う。

(4) 床・壁補修

- ① 床・壁の状況を目視、打音等で確認する。
- ② 床・壁の亀裂、浮き、爆裂部の補修を行う。

(5) 塗装工事

- ① 塗装は、ポリマーセメント系塗膜防水（PB-1仕様セラタック工法）と水道施設用コンクリート防食塗膜無溶剤型エポキシ樹脂防水（ショウゼットJWA工法）との複合工法又はこれらの同等以上の性能を持つ工法とする。
- ② 水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA K 143:2017）に適合した方法で施工すること。

(6) 水質確認

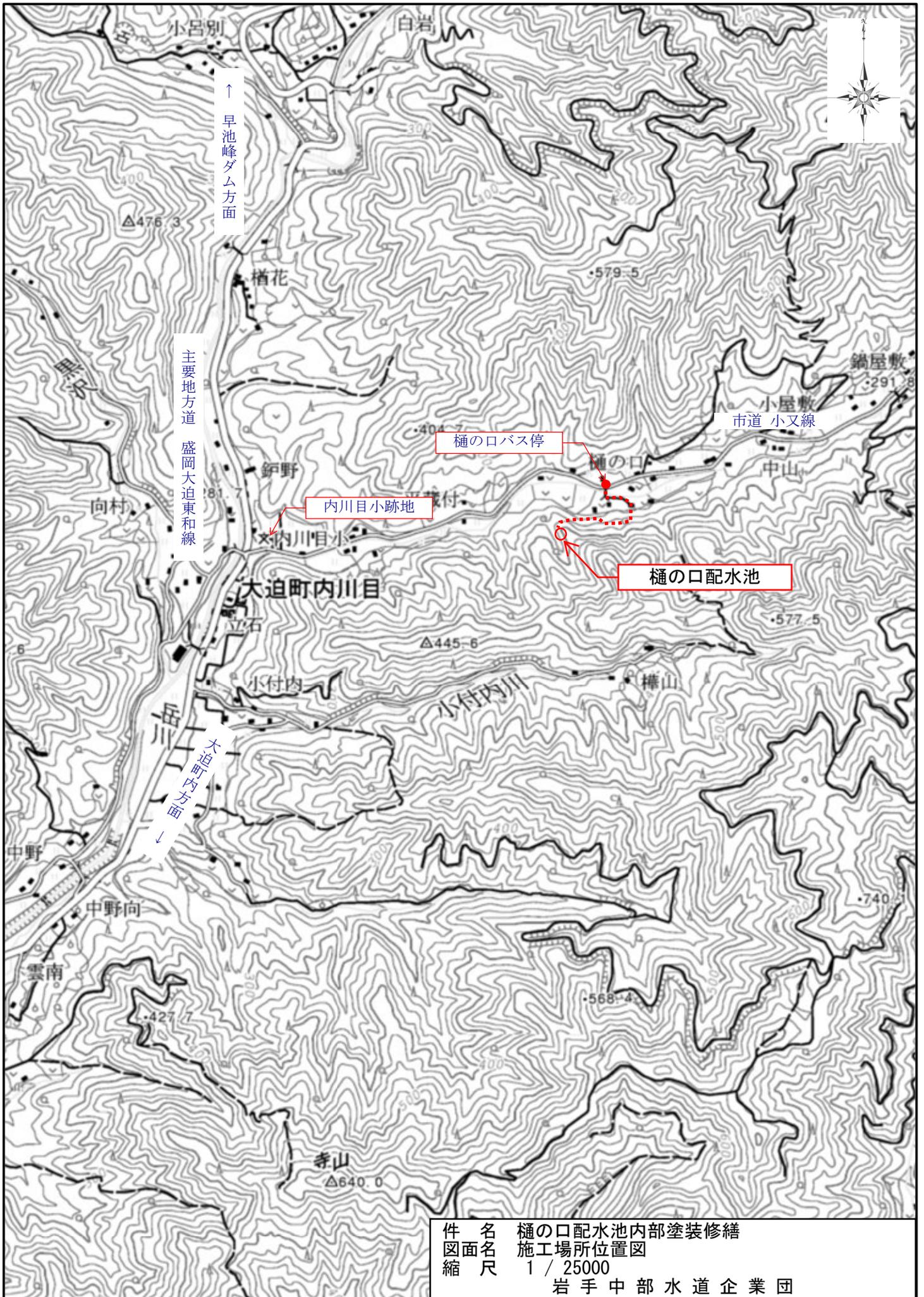
- ① 水槽の水張り後、次の項目について発注者が水質確認を行い、確認結果を完成図書に記録として残すものとする。

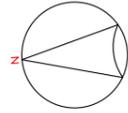
| | |
|--------|---------------------------------|
| ア 濁度 | 0.1度以下 |
| イ pH | 一方の水槽の±1以下。ただし、5.8以上8.6以下であること。 |
| ウ 残留塩素 | 一方の水槽の±0.1mg/L以下 |
| エ 臭気 | 異常がないこと。 |
| オ 味 | 異常がないこと。 |
- ② 運用開始後、樋の口浄水場既設の浄水濁度計及び残留塩素計で異常がないか確認する。

6 注意事項

- (1) 本工事は、稼働中の上水道配水施設での作業であることから、油類、薬品等の漏洩防止及び衛生面には特段の注意を払うこと。
- (2) 塗装工事に従事する者は、現場着手前に水道法第21条に基づく健康診断結果書の写しを発注者に提出すること。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等とし、過去6箇月以内に検査を受けたものであること。
- (3) 作業において使用する機材、作業服・靴及び身体の洗浄消毒を行ってから作業に入ること。
- (4) 工事現場において、本工事施工範囲以外の箇所でも何らかの異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 工事により発生した不要部品や廃材は、適正な方法により場外処分とすること。

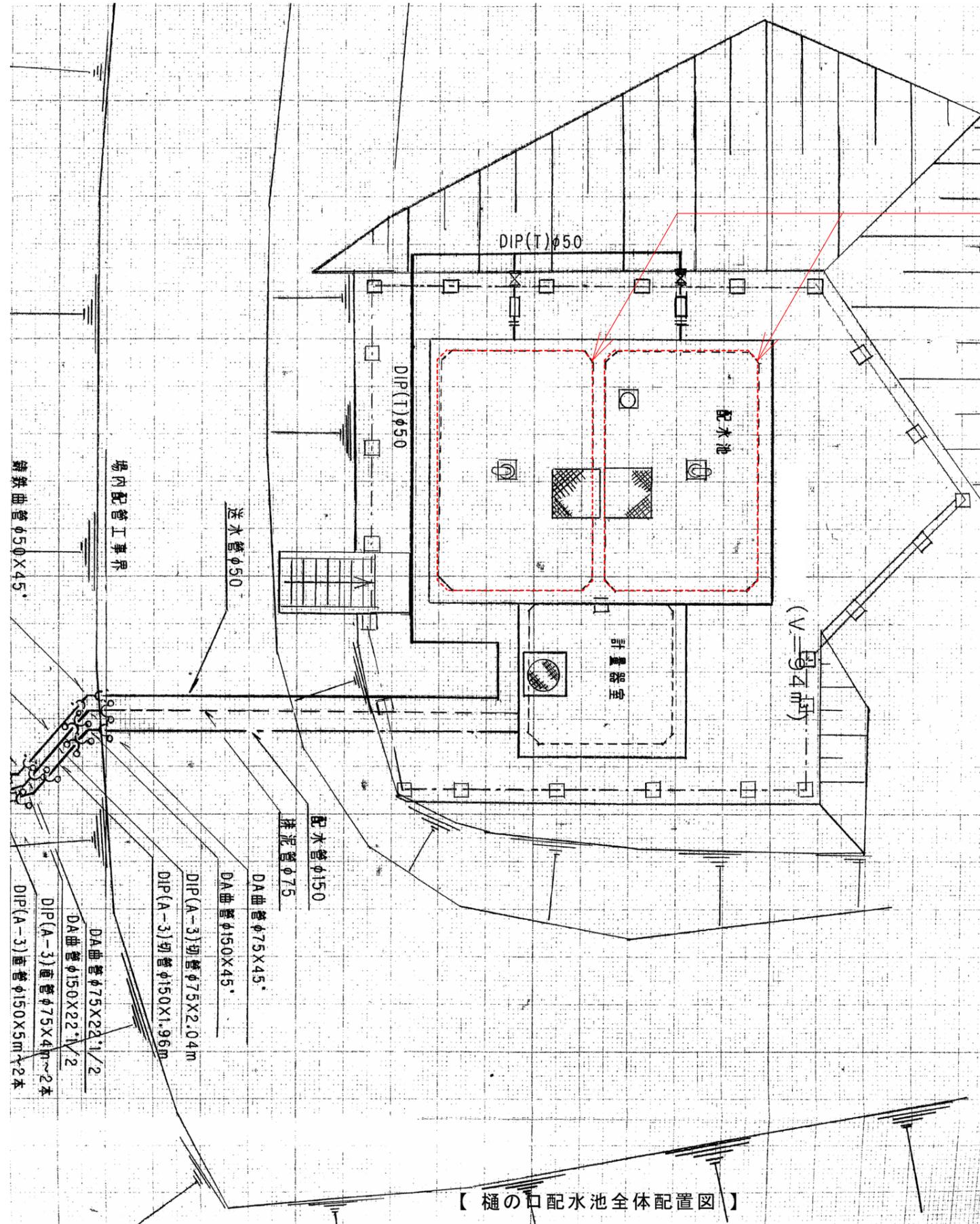
以上





【 樋の口配水池 諸元表 】

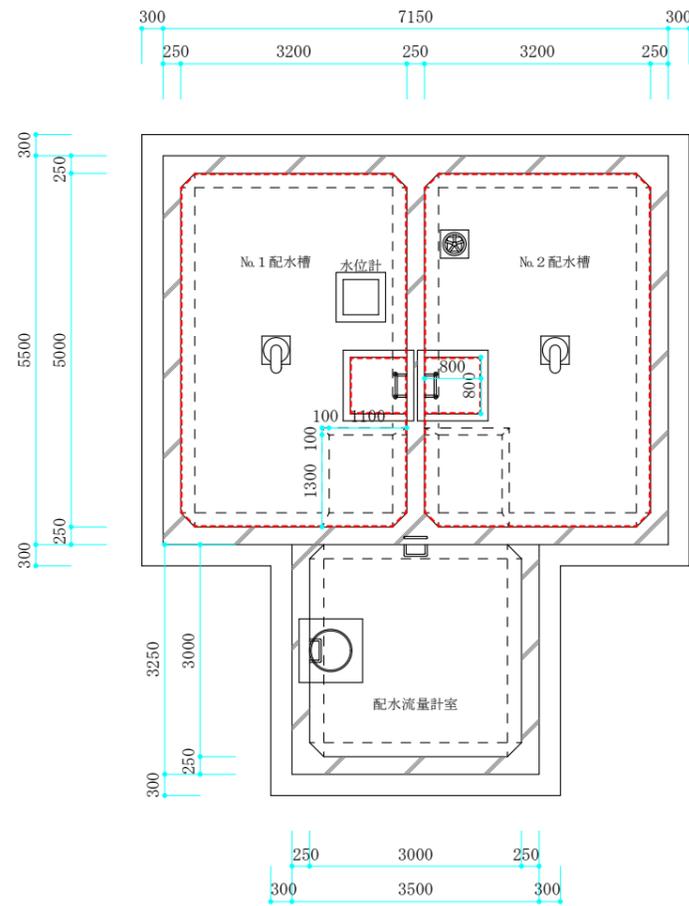
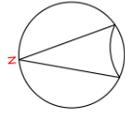
| | |
|------|----------------------------------------------|
| 容 量 | RC造 4.9m×3.2m×3.0m (H) × 2池=94m ³ |
| 標高水位 | HWL =253.00m LWL =250.00m |
| | |
| | |



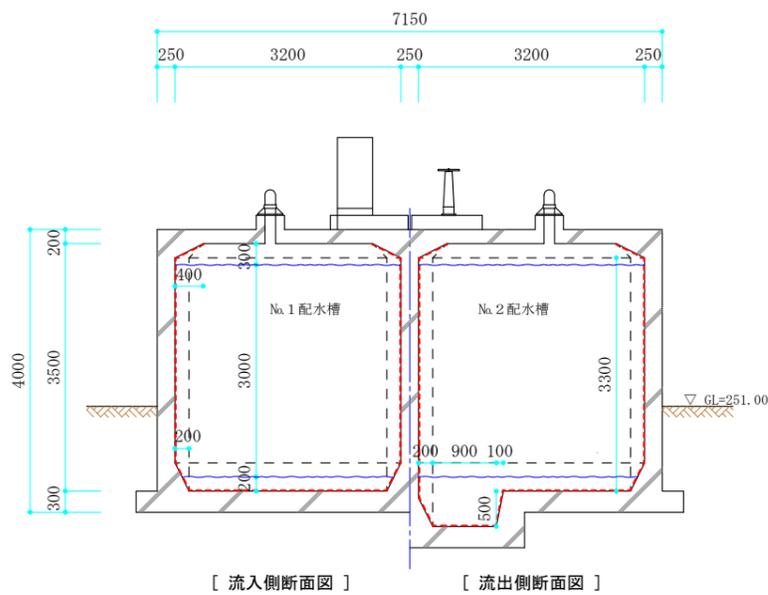
施工箇所

【 樋の口配水池全体配置図 】

| | | | |
|-------|--------------------|----------|-------|
| 工 事 名 | 樋の口配水池内部塗装修繕 | | |
| 工事場所 | 花巻市大迫町内川目地内 樋の口配水池 | | |
| 図面名称 | 樋の口配水池全体配置図 | | |
| 縮 尺 | 1 : 100 | 図面 番号 | 2 / 3 |



[平面図]



[流入側断面図]

[流出側断面図]

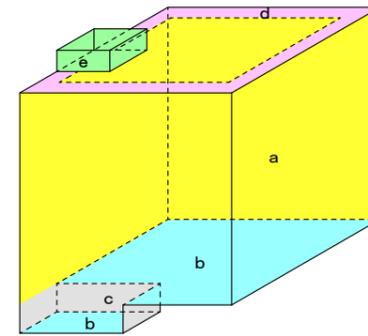
[断面図 A]

※ 赤点線----施工面

【 樋の口配水池平面断面図 】

【 樋の口配水池 諸元表 】

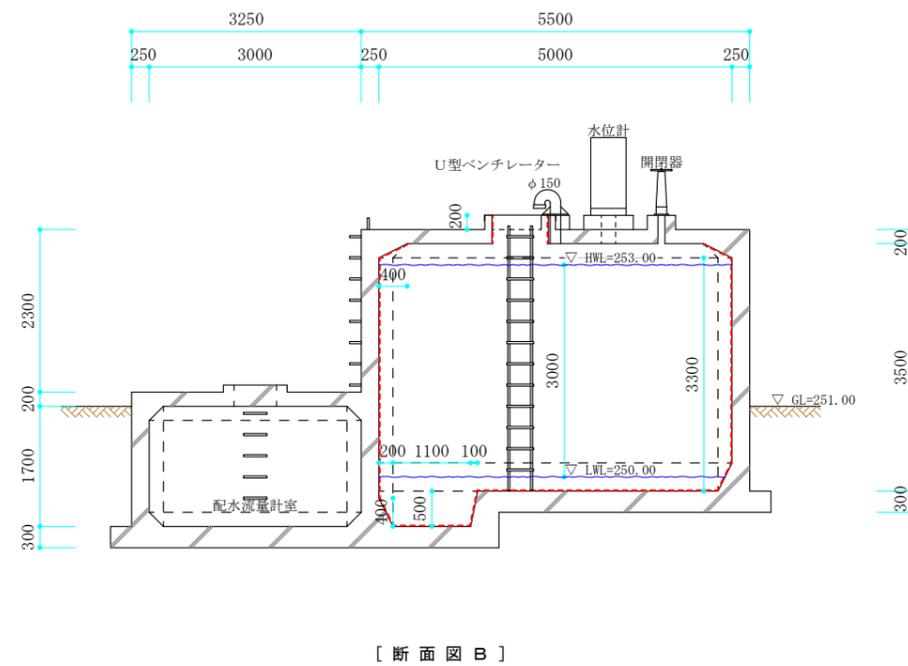
| | |
|------|----------------------------------------------|
| 容 量 | RC造 4.9m×3.2m×3.0m (H) × 2槽=94m ³ |
| 標高水位 | HWL = 253.00m LWL = 250.00m |
| | |
| | |



[施工面積計算イメージ図]

| [施工面積計算表] | | (単位:m) |
|-------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| a | 水槽内壁 | $3.30 \times (3.20 + 5.00 + 3.20 + 5.00) = 54.12\text{m}^2$ |
| b | 水槽底面(配管ピット底面含む) | $3.20 \times 5.00 = 16.00\text{m}^2$ |
| c | 配管ピット内壁 | $0.50 \times (1.20 + 1.40 + 1.20 + 1.40) = 2.60\text{m}^2$ |
| d | 天井スラブ外周 | $0.40 \times (3.20 + 4.20 + 3.20 + 4.20 - 0.80) = 5.60\text{m}^2$ |
| e | 点検口内壁 | $0.40 \times (0.80 + 0.80 + 0.80 + 0.80) = 1.28\text{m}^2$ |
| 施工面積合計 | | $54.12 + 16.00 + 2.60 + 5.60 + 1.28 = 79.60 \approx 80 \times 2槽 = 160\text{m}^2$ |

※ 施工面積は、凹凸・斜面は無視し、直方体として計算するものとする。



[断面図 B]

| | | | |
|-------|--------------------|----------|-------|
| 工 事 名 | 樋の口配水池内部塗装修繕 | | |
| 工事場所 | 花巻市大迫町内川目地内 樋の口配水池 | | |
| 図面名称 | 樋の口配水池平面断面図 | | |
| 縮 尺 | 1 : 100 | 図面 番号 | 3 / 3 |